

「令和8年分扶養親族等申告書」 発送のお知らせ

年金課
年金給付担当

- 公的年金について源泉徴収の対象となる方へ、「令和8年分 扶養親族等申告書」（以下、「扶養親族等申告書」）をお送りします。
※令和8年2月以降にお支払いする年金の源泉所得税を計算するための書類です。
- 対象者は、東京都職員共済組合から支給する年金の金額が、下記の「源泉徴収対象となる年金額（表）」以上の年金の受給者です。
- 障害共済（厚生）年金、遺族共済（厚生）年金を受給されている方には送付していません。
（非課税のため、提出する必要はありません。）

発送期間：令和7年10月9日(木)～16日(木)
提出期限：令和7年11月7日(金)

扶養親族等申告書をお送りする方

老齢又は退職の年金のうち、共済組合から支給する年金額（令和7年10月支給時点）が下記（表）の源泉徴収対象額以上の方

源泉徴収対象となる年金額（表）	（令和8年12月31日時点の年齢）
65歳未満（昭和37年1月2日以降に生まれた方）	155万円以上
65歳以上（昭和37年1月1日以前に生まれた方）	
退職共済年金・老齢厚生年金を受給している方	127万円以上
上記以外の年金（退職年金等）を受給している方	205万円以上



税制改正により、源泉徴収の対象となる年金額が引き上げられました。昨年度まで申告書をお送りしていた方でも、今回から送付の対象外となる場合があります。
※（表）の金額未満の方は源泉徴収の対象とならないため、申告書は送付しません。

扶養親族等申告書に関するお問い合わせ先（専用ダイヤル）

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター※

☎ 050-3816-0276

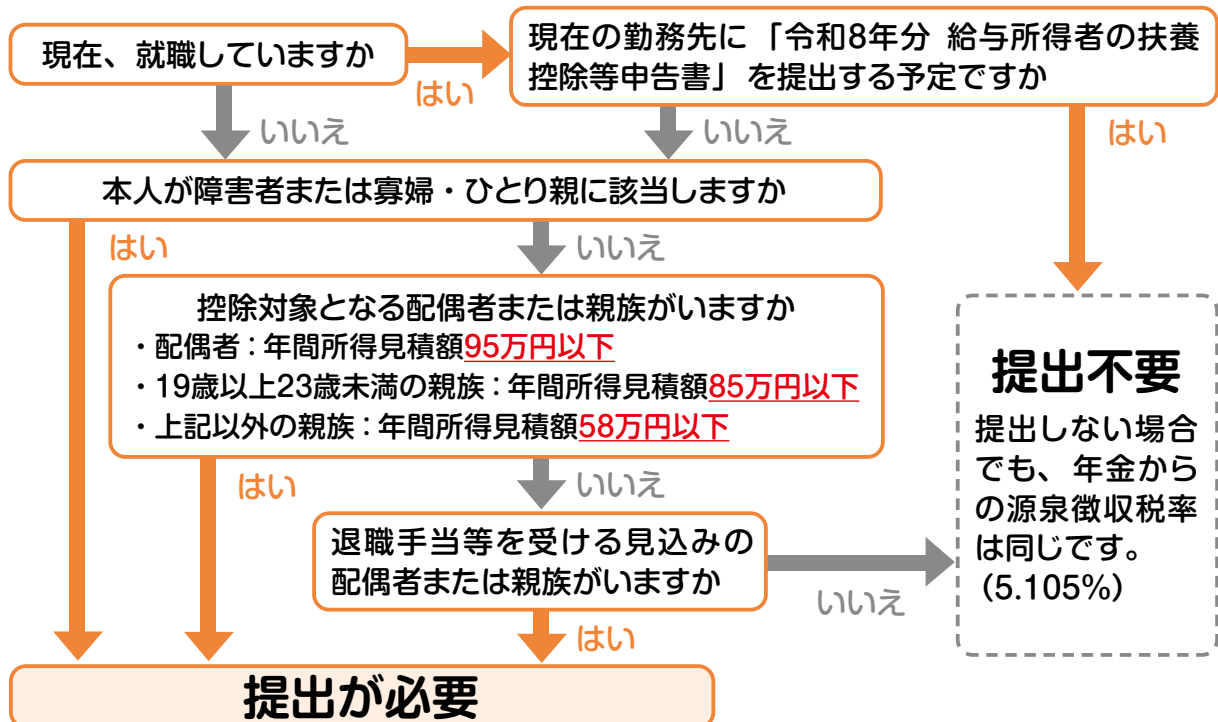
＜開設期間＞ 令和7年10月1日（水）から同年12月26日（金）まで

＜受付時間＞ 月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）
午前8時30分から午後5時30分まで

※ 当共済組合では、扶養親族等申告書に係る業務を事業者へ委託し、上記期間中、扶養親族等申告書事務取扱センターを設置しております。
扶養親族等申告書以外のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

提出の要否

扶養親族等申告書をお送りした方についても、提出不要となる場合があります。下記の図でご確認ください。



税制改正に伴う主な変更点（令和8年分扶養親族等申告書）

1. 扶養親族等の所得要件

- 扶養親族等の所得要件が、年間所得見積額「48万円以下」から「**58万円以下**」に引き上げられました。
- また、控除対象となる配偶者の所得要件が一部変更となりました。

扶養親族等の区分	所得要件（源泉徴収時）	
	改正後	改正前
扶養親族 配偶者控除、障害者控除の対象となる配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超95万円以下	48万円超95万円以下

2. 19歳以上23歳未満の親族の要件

- 受給者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者を除く）で、年間所得見積額が「**58万円超～85万円以下**」の方は、「源泉控除対象親族」として、源泉徴収の際に特定親族特別控除を受けることができます。

詳しくはお送りする申告書に同封してある「令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」提出の手引き」や国税庁ホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

扶養親族等申告書に関するよくある質問

Q1 扶養親族等申告書が届きません。なぜですか。

A1 以下のいずれかの理由が考えられます。

- ・申告書は、対象者となる方へ【10月9日以降】順次発送します。お手元に届くのは10月中旬頃になる見込みです。
- ・共済組合から支給する【年金額が源泉徴収の対象額に満たない場合】は、申告書を送付していません。なお、税制改正により、所得税が源泉徴収される年金の額が引き上げられたため、昨年度まで申告書をお送りしていた方でも、今回から送付対象外となる場合があります。
- ・【遺族・障害の年金】は非課税（所得税を徴収しない）のため、金額にかかわらず申告書は送付していません。

Q2 扶養親族はいません。扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A2 控除対象となる扶養親族等がない方でも、ご本人が障害者や寡婦・ひとり親に該当する場合は、申告書を提出することで、該当する控除が受けられます。これらに該当しない場合は、申告書の提出は不要です。

Q3 昨年度から変更ありませんが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A3 昨年と変更がない場合でも、控除対象となる配偶者や親族がいる方、またはご本人が障害者、寡婦・ひとり親に該当する場合は、申告書の提出が必要です。提出されない場合、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除が適用されませんのでご注意ください。

Q4 令和7年中の支給年金額が少ないため申告書が届いていないのですが、令和8年は支給年金額が基準以上になる見込みです。申告書を提出しなくていいですか。

A4 勤務先で扶養控除等を受けない方で、控除対象となる配偶者や扶養親族がいる場合、またはご本人が障害者、寡婦・ひとり親に該当する方は、申告書を提出することで控除を受けられます。申告書の発行をご希望の方は、共済組合までご連絡ください。

Q5 介護保険の要介護認定を受けています。障害者控除を受けられますか。

A5 介護保険の要介護認定を受けているだけでは障害者控除の対象となりません。障害者控除を受けるには、市区町村等から「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、障害の区分や交付年月日等を申告書に記入してご提出ください。

Q6 共済組合の住所と違う宛名の返信用封筒が入っていましたが、なぜでしょうか。

A6 共済組合では、扶養親族等申告書に係る業務の一部を事業者へ委託し、「扶養親族等申告書事務取扱センター」を庁舎外に開設しております。このため、返信用封筒の宛先が共済組合の住所と異なりますが、誤りではありませんのでご安心ください。

また、源泉徴収税額を正確に計算するため、事務取扱センターから申告書の記載内容についてお問い合わせすることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

確定申告に必要な令和7年分源泉徴収票は、令和8年1月中旬に送付予定です。
(昨年(令和6年)にご提出いただいた「令和7年分」扶養親族等申告書の内容が反映されます。)

お問い合わせ先（令和7年12月26日まで）

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター

☎ 050-3816-0276

月曜日～金曜日（国民の祝日を除く）午前8時30分から午後5時30分まで